

第9回神戸市会活性化に向けた改革検討会(23.12.22) 試案の結論と考慮すべき事項等

1. 結論 試案どおりとする。

2. 考慮すべき事項等

| 項目 | 考慮すべき事項, 反対意見等 |
|---------------------------------------|---|
| 1. 執行機関に対するチェック機能の強化 | |
| (1) 議決対象の拡大(地方自治法96条2項の活用) | |
| ①基本構想及び基本計画 ②実施計画及び各行政分野における基本的な計画 | ○ 議決対象・報告対象とする計画等を分かりやすく規定するため, 議会基本条例における用語やその定義などについては, 整理を行う。 |
| ⑤ 一定額以上の出資, 出えん | ○ 「議決対象とすべき」との理由で, 一部に反対意見があった。 |
| (2) 調査権限の在り方と100条委員会 | ○ 議会基本条例に盛り込むに当たっては, コンプライアンス条例など, 他の条例との整合を図っていく。 ○ 資料要求・説明要求に対する当局の誠実な対応を強力に求めるため, 議会基本条例における文言については, 整理を行う。 |
| (4) 通年議会 | ○ 「一事不再議により, 請願の機会が半減する」との理由で, 一部に反対意見があった。 ○ 2会期制における本会議・委員会の日程・役割など, 運用面での細部については, 議運等で詰めていく。 |
| (5) 本会議における質疑の在り方 | |
| ① 一問一答制 | ○ 一問一答の選択方法など, 運用面での細部については, 議運等で詰めていく。 |
| ③ 一般質問 | ○ 一般質問の頻度や時間など, 運用面での細部については, 議運等で詰めていく。 |
| ⑤ 反問権 | ○ 質疑(質問)の趣旨確認に時間を要したときは, 持ち時間管理において一定配慮する。 |

| 項目 | 考慮すべき事項, 反対意見等 |
|---------------------------|---|
| 2. 政策立案・提言機能の充実 | |
| (2) 政務調査活動の在り方 | |
| ① 管外活動下限人員 | ○ 「管外活動下限人員」については, できるだけ早く対応する。 |
| ② 政務調査費における海外調査 | ○ 一部に反対意見があった。 |
| ③ 政務調査員 | ○ 市会業務職員の配置基準については, 本検討会で追加協議する。 |
| 3. 市民参加の積極的な促進 | |
| (1) 議会報告会 | ○ 「議会報告会を開催することができるという担保を議会基本条例に規定すべき」との理由で, 一部に反対意見があった。 |
| (3) 請願・陳情, 傍聴の在り方 | |
| ① 郵送による市外居住者からの陳情 | ○ 「従来どおり審査すべき」との理由で, 一部に反対意見があった。 |
| 4. 議会及び議員活動の在り方等 | |
| (2) 地方議員の身分(制度上の位置づけの明確化) | |
| ② 議員報酬 | ○ 「議員報酬は第三者委員会を設置し, 客観的に決めていくべき」との理由で, 一部に反対意見があった。 |